

歌志内市議会会議録

第3日目（平成30年6月14日）

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員ほかからの意見書案11件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言を許します。

質問順序5、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、歌志内市の教育について。

一つ、奨学金貸し付けについて。

以上、2件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） おはようございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

件名1、歌志内市の教育について。本年度の教育行政執行方針の中で、歌志内市総合計画及び歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている「オンリーワンの子育てと、教育による人づくりを大切にするまち」の実現に向け、英知を結集させており、教育行政におきましても歌志内市教育大綱の基本目標でもある「豊かな心を育む教育と文化のまち」をつくることに全力を尽くしてまいりますと記述されております。

そこでお伺いいたします。

質問①本年度8月より、認定こども園が開設されます。幼児教育の充実等について、保健福祉課と連携し、教育・保育が提供できるように努めてまいりますと記述がありますが、提供される教育の内容について具体的にお伺いいたします。

②英語教育についてですが、中学3年生で英語検定3級取得を目指すことも視野に入れた形で考えていきたいというお考えをお伺いいたしました。歌志内市で英語教育を受ける児童・生徒が英語検定3級を取得できるように、検定費用の助成なども効果的だと考えますが、検定費用助成についてのお考えをお伺いいたします。

③昨年度、中学生を対象に北星学園大学訪問事業の取り組みが実施されましたが、今年度の予定についてお伺いいたします。

件名2、奨学金貸し付けについて。能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって就学困難な者に対し、歌志内市では奨学金の貸し付けを行っておりますが、入学一時金貸し付け制度はありません。

そこでお伺いいたします。

質問①多くの学生が利用している日本学生支援機構等の奨学金給付は、進学後から開始されます。進学を諦めないためにも、入学一時金等の貸し付け制度に取り組む必要があると考えますが、お考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） それでは、私のほうから件名1、歌志内市の教育について及び件名2の奨学金貸し付けについてお答えいたします。

まず、質問の①でございます。認定こども園の教育についてでございます。教育委員会としましては、認定こども園の幼児教育の基本的な事項において連携が必要であると捉えております。それは、北海道教育委員会からも、幼児教育における各種施策や情報が入ってきますので、それらを情報提供しながら連携してまいりたいと考えております。

なお、具体的な教育・保育の内容につきましては、保健福祉課から情報をいただき、それらを把握しながら連携することになると考えております。

次に②でございます。英語教育の検定についてでございます。

小中学校には、個人的に英語検定を受けて、既に級を取得している子供もいるようです。また、2020年から始まる大学入学共通テストに民間英語検定が導入されますので、将来的な対策として各種英語検定に対して挑戦できるような環境の整備ができればと考えております。

これまでも教育委員会では、英語教育を軸に小中一貫教育に取り組む上で、英語検定に対す

る助成制度を設けて、積極的に英語検定を受ける環境があれば、より効果的に英語教育に取り組むことができるのではないかという議論をしております。現段階では、具体的な方策には至っておりませんが、英語検定のみではなく、できるだけ多く英語に触れる機会をつくる方策に取り組むこととしております。

次に、北星学園大学についてです。中学生が大学を訪問する事業につきましては、7月26日に市と地域連携協定を締結している北星学園大学に伺う予定でございます。

次、件名2、奨学金貸し付けについてでございます。入学一時金貸し付け制度は、他の自治体でもそのような制度を設けているところがあるようです。実施している自治体の制度を拝見すると、合格後に通常の奨学金と同様に申請をして、審査決定後に支給手続をし、4月以降に支給しているようです。また現在、国では高等教育無償化が話し合われており、まだどのような大学が無償化となり、どのような学生が対象となるか議論されており、それらの情報も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

幼稚園のほうの教育のことなのですが、今まで歌志内幼稚園ということで行っていたいろいろな教育というか、独自で行っていたものもあると思うのですが、そういったものは一切、認定こども園になっても引き継がれるということでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） これまでも幼稚園、保育所におきまして教育要領、保育指針が作成されております。これらに基づきまして、新しい認定こども園の中でも、実際的には工事が遅延した関係で、4月から既にそのような形の中で教育・保育に当たっているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、8月以降新しい園舎というか、こども園のほうに移ってから、何か新たに子供たちに取り組ませようというようなお考えとかはおありですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 基本的には、これまでも行っておりました外国語の指導助手による英語授業や、それからダンスの講師を招いてのダンス教室、それから水泳教室、冬季にはスキー教室など、これまで幼稚園等で行ってきた授業を引き続き実施する予定としていただいております。

新たなという部分につきましては、遠足が明週、1回目行うのですけれども、新しくなっても秋にもう一度、父母会のほうからも行っていただきたいという、春の父母会での会議の中で要望がありましたので、新しい園舎になってからもう一度秋に遠足を計画しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

スキーですとか英語ですとか、よそにない取り組みをしていらっしゃるの、これからもより一層、内容を厚くして幼児教育を進めていただきたいと思います。

あと、歌志内幼稚園が例年6月に運動会を実施されていたのですが、今年度については8月

以降、開園してからの運動会開催という予定でよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 現在のところ、9月を予定しているところでございます。詳細の日程については、実は9月中に連休が2週入ってくる関係と、それから市のほうでの行事の中で市制施行60周年記念事業とか、さまざまあるものですから、まだ決定はしておりませんが、今複数案をもって9月中に行いたいと。

また、申しおくれましたが合同運動会も下旬にあたりもするものですから、非常に土日の行事が多くなっているところがありまして、ただ季節的にはやはり10月になると寒くなるだろうということで、今9月を予定して進めているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

今ちょっとお話の中にもあったのですが、9月に地域合同大運動会、これが開催されるので、これと一緒にやるということも、歌志内認定こども園の第1回運動会ということで、何か地域の人みんなで運動会を実施するというのもいいのかなと思ったのですが、そういった話し合いとかはなかったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 正直、今8月1日移転に向けての部分が精力的に行っているところで、細かい行事のところのプログラムの種目、ここまでの検討には至っていないというところでございます。第1回目でありまして、今議員のおっしゃられた形の中を取り込めるような形の中で種目構成していきたいというふうに思って、検討してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、記憶に残る運動会をつくっていただきたいと思います。

次、子供たちが安心して、伸び伸びと育つ環境を整備していく必要もあるというふうに考えるのですが、もちろんセキュリティ対策なども十分対応されていると思うのですが、防犯カメラの設置など、どのような対策などをお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 日中のセキュリティー対策といたしましては、玄関が2重のドア、2枚のドアになっているのですが、その2枚目のドアのほうに電子錠という形の中で、日中は常時施錠される形になります。

来客者等が来られた場合については、カメラ付きのドアホンで来訪を伝え、職員は職員室及び子育てカフェにありますモニターで来訪者を確認し、開錠する予定としているところでございます。

また、主玄関の風除室天井に監視カメラを設置し、来客者を監視するほか、室内の遊戯室天井にも1カ所設置し、子供たちの様子を職員室で監視できる形をとっているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、外部以外でもいろいろな事故ですとかあたりもするので、室内のカメラ設置というのは今伺おうと思ったのですが、遊戯室のほうにはそういったものを設置するということなのですが、子供たちがそれぞれ過ごす教室というのですか、そっちのほうに特に設置というお考えは今のところはないのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 先ほど申し上げた形の遊戯室天井のみ、カメラは設置する予定としておりまして、各部屋ですか、教室等には設置する考え方はありません。実質、教室に子供たちがいる場合については先生、担任が必ずつきますので、その辺についてはカメラのほうは設置をしていないということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ、歌志内のこども園は、幼児教育も充実しているし、質の高い保育の提供もあるので、安心して大切な子供を預けることができると保護者が実感できる、空知管内一のこども園をつくっていただきたいというふうに思います。

続きまして英語教育のほうだったのですが、歌志内市では幼少期より英語になれ親しむ教育に取り組みられていますので、小学校へ入ってもスムーズに英語学習を受けることができる環境というのが整っているというふうに思います。

先ほども御答弁いただきましたが、何か資格を取得することにつなげていくような取り組みということを考えているということだったのですが、やはりただ単に英語を学ばせるというよりも、しっかりした目標を定めて学習を進めていく。例えば、中学校卒業までに全員英語検定3級を取りましようというような目標を持って学習に取り組むことによって、児童生徒より一層英語に興味を持って学習することが可能になってくるのかなというふうに思います。

ただ、検定を受けるというにはお金がかかるので、多少でも保護者の負担が発生してきます。4級、3級いろいろあるのですが、何回も合格するまで受けるということも経済的な負担になると思うので、そういった費用に関しては、やはり今いろいろと調査されていると思うのですが、もう既に検定で資格を取得している子供たちもいるということなので、これから取りたいという子供たちには、少しでも保護者の負担が軽くなるようなことを早目にさせていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 英語検定に対する助成制度については、既にもう取り組まれている自治体もあるようです。その辺を見ますと、合格した際に検定料を助成するとか、何回もではなくて、年間数回ある検定のうち、合格した場合については検定料を何らかの形で助成するという、実施している自治体もあるようですので、それらも研究しながらどういう形がいいのかというのは取り組んでいかなければならないかなというふうに考えております。

今後において、大学の入試の部分についても民間検定ということがございますので、その辺を見据えながら将来的なものということで検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

子供たちはいろいろなことに興味を持ち、今、自分の可能性を追求している途中なのかなと思います。英語のみならず漢字検定ですとか、スキーの検定だとか、いろいろな方向に多方面にチャレンジしているので、そんな子供たちの頑張る気持ちというのが、気持ちを支えていくということについても各種検定、英語のみならず各種検定にかかる費用の助成についても考えていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 当市におきましては、英語教育を軸にということ考えておりますので、余りどこまでもということにはならないと思いますので、現段階においては議論しているというのは英語の部分で、どのようなそういう取り組みができるかという部分でございます。

すので、ほかの検定の部分では今現在では議論しておりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ、一人でも多く何かにチャレンジするという子供の気持ちを大切に支援していただきたいというふうに思います。

あと、英語教育ということで先ほど検定だけではなく、多くの英語に触れる機会をつくる方策に取り組むことということをお聞きしました。例えば、もっと英語を身近に感じる手段として、海外の同年代の子供たちと海外文通という手段もあります。私が神威中学校在学時に、英語の先生が海外文通を生徒に呼びかけて、複数の生徒が海外の同年代の方と文通していました。このペーパーレスの時代に紙媒体を使うなんてというふうに思うかもしれませんが、書くということはとても大切なことだと思います。私も実際、英語の先生に訳してもらいながら返事を書いて、英語の辞書片手に文通をしていた記憶もあります。

今の時代の子供たち、やはり自分の言葉を伝えるということはメール、SNS、ライン、こういったやり取りが日常になってきますので、文通というと昭和のイメージかなというふうに思われると思うのですが、楽しみながら英語のライティング技術、これを身につけることが可能になってきますので、先ほど言った検定のみならずという点でも、こういったことも提供できるのかなと思うのですが、このようなことについて話し合われたようなことがありますか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） できるだけ多く、そういう英語に触れる機会ということで、まず今年度からは児童館を拠点としまして、チャレンジサタデーとして土曜日、学習のチャレンジとして英語をそこに取り入れながら、英語指導助手が児童館に来ていただきながら年11回ほど、そういう学校以外での英語に触れる機会というのも設けることにしております。

また、今議員がおっしゃったように、少しでも交流という趣旨でのお話かと思いますが、いろいろ調べていきますとそういう、例えば外国で暮らしている日本人の方がお子さんを持っていて、日本に来られて日本の教育を経験したいとか、そういう取り組んでいるところもございますので、今後どのように広がっていくかわかりませんが、その辺についてはいろいろな部分で何かできることがあれば取り組むというようなスタイルではないかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、広い意味でたくさんの方にチャレンジできるように、いろいろな支援策を講じていただきたいと思います。

次に、北星学園大学の訪問ということで先ほどお聞きしましたが、これは大学のほうに昨年も中学生を連れて行ってキャンパスを見学させていると思うのですが、昨年はどのくらいの参加者がいて、子供たちの感想というものはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 昨年度につきましては中学2年生、3年生を対象に参加者を募りまして、13名の生徒が参加をしております。

見学の内容は、まず大学に到着しまして、大学のほうからDVDや言葉で大学というのはどういふところかというオリエンテーション、こういうことを受けまして、その後、模擬講義ということで大学というのはどういふところか。昨年度につきましては文学部の准教授の先生に模擬講義をしていただきまして、テーマは「他者を理解するコミュニケーションの基礎」ということで、中学高校までは答えのある勉強をするのですと、大学というのは答えのない研究

をしていくところだよというような、そういう大学というのはどういう勉強をするというところから、この先生の専門に従った心のある行動がどういうことかとか、心のないただの行動というのはどういうことか、そういうことを多少大学の講義っぽく模擬講義という形で体験をさせていただいた後、学食で昼食を食べて、そして施設を見学する。こういったことで見学をしてきております。

○議長（川野敏夫君） 杉山主幹、子供たちの感想はという質問もありましたけれども、杉山主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 失礼いたしました。

子供の見学の感想を聞いたところ、やはり大学はいろいろな予想以上に建物だとかがあって、非常におもしろかったという感想があったり、それからいろいろな大学に設置されている調度品、椅子、そういうものも、これはこういう意味があって置いているのだという説明を受けて、いろいろな何気なく置いてあるものにもちゃんとした理由があるのだということ、それから図書館などの充実、パソコンやDVDを調べることに、そういうことに感心する意見もございました。

また、中には大学生というのはいろいろ研究といいますか、もっと勉強勉強というイメージがあったけれども、自分の意思で体育館で活動したり、カフェテリアで友達と過ごしたり、楽しそうに過ごしている、そういったいろいろな感想をいただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

今年度は7月26日に訪問に行くということなのですが、もうあらかじめ行きたい子供たちの人数とかは決まっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 今年度につきましては7月26日ですので、夏休みに入った初日の予定でございます。まだ日にちがございまして、この後6月下旬ごろに周知をかけて、7月上旬に中体連の大会がありますので、それを過ぎてから締め切ると、こういった日程で参加者に告知・募集をしたいという予定でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

一人でも多くの中学生が大学というところを見学して、自分も行きたい、こういうふうになりたいというふうに見えるような気持ちになるような取り組みなので、ぜひ続けていただきたいというふうに思います。

続きまして、奨学金貸し付け制度、こちらのほうについてなのですが、奨学金貸し付け制度については過去にも質問を何度かさせていただいておりますので、いろいろと調査など研究等をされていると思います。

また、入学一時貸付金についても、平成27年9月の定例会で質問させていただきまして、入学一時金の貸し付け制度を実施している市町は、中空知では2町が実施しておりますが、貸し付け制度であるため、全道でも取り組みが少ない状況であります。このため、実施に当たっては、奨学生の資格要件、選定などの諸条件を慎重に対応すべきであるとの考えから、現在のところ実施する予定はありませんと御答弁いただきました。

現在、国のほうの状況もこの奨学金制度について、いろいろ変わってきていまして、さまざまな支援策が講じられてきています。入学時から卒業後にわたるきめ細かい支援により、誰もが安心して大学などで学べる環境をつくり出すということで、高等教育進学サポートプラン、

こういったものも実施されています。低所得者世帯を対象として、給付型奨学金制度というものも創出されましたので、経済的な理由などで進学を諦めないように後押しをしてくれています。

当市では現在、大学、高等専門学校へは月額2万円、高校生には月額8,000円の貸し付け制度があります。多くの学生が日本学生支援機構の奨学金ですとか、保護者が国の教育ローンなどを利用しているというのが現況ですので、歌志内市の奨学金貸し付け制度の利用者も少なくなっていることも理解しております。

この月額2万円、1年間で24万円、これが奨学金貸し付けということになると思うのですが、この24万円を一括貸し付ける制度を設けることで、入学金が納付できるのです。経済的な理由で進学を諦めないためにも、こういった制度は必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 過去にもそのような御質問をいただきましてお答えしているところでございますが、御答弁申し上げましたとおり、現在、国のほうでは高等教育の無償化ということで議論が進められておりまして、日々いろいろな情報が新聞報道でも入ってきておりますので、その対象世帯がどの収入条件なのか。また、学生としての条件がどのようなのかというのは今後出てくるのかなと思います。

また国公立大学、また私立大学によっても授業料もいろいろ違ってくると思います。また、今、当市で設けている2万円という制度、また入学一時金を設けたとしても10万円から20万円程度かなというふうには思いますけれども、それらが果たして今後においても有効なのかというのを見極めなければならないのかなというふうには思います。

また、無償化になることによって、そのほかいろいろな、では何に今度、その奨学金というのが、授業料がなくなった、それでも大学に行くための費用というのは何に使われるのだろうかとか、いろいろな部分を研究していかなければならないのかなと思いますので、その辺については今後、国の制度も勘案しながら見ていかなければならないのかなというふうには思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

貸し付け制度だから、子供への借金という形になり、結果子供たちを苦しめる制度になるとおっしゃっている方もたくさんいらっしゃいます。でも、このような制度があっても利用することがなく進学できる環境を整えることが一番望ましいこととは思うのですが、実際入学金が準備できずに進学を辞退したということもあるのも事実です。ぜひ、利用する人がいる、いないにかかわらず、こういった入学一時金貸し付け制度、こういったものを実施して、歌志内市の子供たちが家庭の事情などで進学を諦めることのないような支援を講じていただきたいというふうに思います。

やはり、国の動向ですとか、何年か後の動きを見ましてということになってくると思うのですが、子供たちにとっては1年1年、やはり中学を卒業して高校へ行く、高校へ行って、その後進路をどうしようかといういろいろ選択というか、迫られている時期だと思うのです。その中で、あらかじめもう高等教育を受ける学校に進学するという希望のある子供たちは、それなりの高校を選んで、多分その準備も家庭とかでもやっているのですが、最初は就職しようかなと、でもいろいろ高校に入っているいろいろな世の中の状況を見て、やはり資格が欲しいから専門学校へ行きたいとか、そういうふうになって変わってくると思うのです。そういったとき

に、やはりうちはお金がないので行けないということがないように、そういったことがないように国のほうも低所得者に給付型奨学金制度をつくったりですとか、そういったことも実施しているので、ぜひ歌志内市でも専門学校に合格しましたと、いろいろ免除申請とかもすれば授業料、入学金とかも安くなる制度もあるので、それでもまとまった金額が必要になってきますから、そういったものを手助けする支援ということで、ぜひいろいろ考えていただきたいと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） まず一つは、ぜひ保護者の皆様においても、教育について大学に行きたいというお子さんがいたときに、お金がないから諦めなさいということだけは言わないでいただきたいなというふうに切に願っております。

まず行きたい大学を選ぶときに、どうすれば大学に行けるかと。経済的な理由も含めて、今まで議員がおっしゃったとおりいろいろな救済制度、給付制度、借金にはなりますけれども、いろいろなものを活用すればきっと行ける大学がございますし、目指すところが国公立であれば授業料も安い、私立であれば高くなる。そうしたら、目指すところは国立だなというような感じで、ぜひ安い大学ということで国立を目指せば何とか頑張るよというようなお子さんに指導、またはそういう意欲を持った、モチベーションを上げるようなお話をしていただきたいと思います。

また、市のほうでそういう制度をつくったとしても、やはり将来的にはお子さんが返していくのだという部分がございますので、できればそういう、少しでも低利で金額も大きく借りられるところはどこなのだろうという選択肢として、その一つとして市のそういう制度があれば幅が広がるのかなというふうにも思いますので、その辺については今後、先ほどから申し上げているとおり、いろいろな制度を見ながら調査・研究していかなければならないかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

少し前のNHKの報道番組で、奨学金をテーマにした番組、札幌の高校生を取材していました。ひとり親家庭で生活保護を受給しながら生活をして、薬科大学に合格したのですが、薬科大学の学費、入学金、全てを奨学金とかアルバイトでやっていくという覚悟で話していました。大学卒業まで奨学金を借りる額、ざっと1,000万円を超えていました。それでも女の子は涙を流しながら、親に安定した生活をさせてあげたいですとか、将来自分も安定した暮らしにつけるように、すごい金額、友達にも「そんなにお金を借りてまで学校に行きたいの」というふうに言われたということも言っていましたが、やはりそういった奨学金を借金というふうに解釈しないで、安定した将来の自分のために投資という考えで大きな決断をするという子供たちもたくさんいるのですよね。

教育長も以前、高等学校で多くの生徒さんの進路指導に携わってきたと思います。中には、さまざまな理由で進学を諦めざるを得なかったケースというものもあったと思います。以前、教育長の奨学金に関する御答弁の中でも、奨学金という名の学生ローンであり、子供たちに安易に奨学金を貸し付けることにはとても不安があるというような内容の御答弁も伺っております。

しかし、奨学金を借りて希望の進路に進み、安定した職業についたという子供たちも多くいるのではないかと思います。先ほど、次長がおっしゃっていたように、親がきちんと子供とそういった将来のことを話し合えるような家庭環境にいる子供は、やはりきちんといろいろと考

えていると思うのですが、ひとり親ですとか保護世帯ですとか、そういった環境にあると、なかなか自分の将来のことを親に話せないで悩んでいる子供さんもいらっしゃるのかなというふうに思うのですよね。

家庭の事情で、やはり勉強する、進学するということを諦めることがないように、こういった手助けする取り組み、例えば、これをぜひ使ってくださいでなくて、こういうことがあるので、本当に困っている人がこういうものも利用しながら、歌志内にいたら上の学校に行けますよというような、そういった取り組みを今することが求められているのかなというふうにも思うのですが、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 私も高校の校長をしておりましたときに、その大学に行くためのお金という部分に関しては、非常に多くの問題を抱えておりました。

実際、高校に子供たちが入学して、自分の目的を持って判断して高校生活を送っている子は少ないのです。それで、急に3年生になってからこの大学へ行きたい、あの大学へ行きたいというようなことになって、それから要するに家庭が大変な状況になっているというようなことを考えないで、やはりそういうようなことを言う生徒が大半でした。

私が校長のときに、1年生のときから、まず大学に行くには幾ら幾らかかります。だから、家庭のほうでもこれぐらい、本当に行かせるのであればこれぐらいの準備をしてください。専門学校へ行くときにはこれぐらいかかりますというようなことできちんと説明をして、早目に進路を決めてもらったということもあります。

それから、いろいろな、先ほど本田議員もおっしゃいましたけれども、いろいろなやり方がある、本当にやっていけないということはないというようなことも可能性としてあるので、その部分は高校のほうでもよく熟知しておりますので、本当に行きたいのであれば高校の進路の先生方に相談してみたほうがよろしいかと思います。

それから、私事ですけども、私の妻の弟の子供が今、奨学金を借りて、同じような状況です。入学一時金で150万円程度、それから入学してから自分で奨学金を借りて500万円借りました。これをどうするのだというようなことで、私もいろいろと話をしましたけれども、やはりこつこつと就職してから、月々何万円ずつ払って返していくというようなことで、今一生懸命勉学に励んでおりますけれども、途中で挫折しないでいただきたいなというふうな思いもあります。

やはり、給付型の形でどんと、例えば大学に入ったら幾らくらいする、砂川高校さんあたりがやっているような形でしたらまだいいのですけれども、奨学金という制度で返さなければいけないということで、負のものを背負わせるというのはいかがなものかなというふうに考えておるので、要するに考えるとすれば給付型の形でどういうようなことができるのかな。例えば今、高校生に月々1万円、これは交通費かもしれません。だけれどもそれを、年間12万円、3年間で36万円、36万円をもとに、これは将来的に大学入学のために使うのだということで考えてとっていただければ、それも一つの方法かなというふうに思います。

いろいろな部分で、これは非常に課題の多いことだと思いますので、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

先ほど次長の御答弁の中に、各家庭でも保護者のほうに、もし学校に行くということになればお金がかかるのだということを理解してというようなお話もありましたが、歌志内市で保護

者を対象にいろいろな講演会とか、そういったことをやられているのですが、例えば将来子供たちが上の学校に行きたいと言ったときに、どういうふうなことがあるかというような講演会ではないですが学習会みたいなものを保護者向けにやるということも、保護者としてもいろいろ知識のないことがたくさんあるのですよね。自分の子供がそういう年齢になるといろいろ調べますが、まだ小学生とか中学生だと人ごとのように思いますので、そういった機会を提供することも今後の将来につなげていけるのかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 適切にそのテーマに沿った講演会というのができるかどうかは、今のところまだ即答はできませんけれども、毎年家庭教育講演会というのもございますので、そのテーマの中で、もしそういうのが取り上げることができるのであれば、その辺についても担当者のほうとも話してみたいなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 歌志内は今、認定こども園、こちらにかかる保育料ですとか給食費、これも全額市のほうで負担してくれるという制度ができました。小中学生の修学旅行費も全額助成ということで、かなり手厚い子育て支援に取り組まれています。

したがって、小さくても歌志内に住んでよかったと多くの市民が実感し始めているのではないのでしょうか。だから、小さいまちでもできる、小さいまちだからこそできる、こういった取り組みがたくさんあるのではないかというふうに思います。今一度、いろいろな意味で奨学金ということで、子供たちを苦しめるとか、将来に借金を背負わせるので、やはり不安だという思いもあると思うのですが、やはりそれを乗り越えた先に輝かしい将来が待っているのだという、そういう考え方でいろいろと調査とか研究を進めていっていただき、まずまとまったお金が必要な時期に、まとまったお金を支援できるような、そういった方向から、よそのまちではこうだとか、いろいろなことを調査とか研究をされて、進めていっていただきたいなというふうに思うのですが、その辺については検討いただくような状況はできるでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、これからもいろいろな情報を踏まえながら研究してまいりたいというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長、補足の御答弁はございませんか。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 教育委員会の中で、過去から現在までいろいろ議論しているということはお聞きしております。今、御答弁があった内容もお聞きしております。

私、行政側の立場としては、歌志内に住まわれている子供さんたちが、経済的な問題で進学を諦めるということだけは絶対させたくないという、そういう思いを市民の方には日ごろからお伝えはしております。それは、子供にとって一生引きずる問題になります。本人が望まないのであれば別ですけれども、そうでなければやはり行きたかったという、どういう勉強をするところなのだと、そういう思いは一生引きずるだろうと。事実、私がそうです。これは、これから先もそういう思いはあると思います。

それで、本人が望むのであればということで、子供たち2人は進学させましたけれども、穏やかでないお金がかかります。これは授業料とか学費だけではなくて、生活費も非常に大きいということで、それで今、いろいろな政策をとっておりますが、認定こども園も含めて皆さんにお話ししていることは、こういうお金が本来かかる。それが今、行政が義務教育までは何と

か負担をしたい。したがって、準備をしてください。これを蓄えてほしい、そういうお話を常に申し上げております。それはどれくらいかかるかというのを自分が十分実感しているの、それをしっかり認識してくださいと。その上で歌志内は中学校までの教育環境を整えます。そして、子供さんたちが将来、どういう道に進みたいか、その選択肢を大きくしましょう。歌志内は、子供さんたち、宝だといつも言っているわけです。これは、教育というより社会に対する私は先行投資だと思っておりますので、歌志内だけではなくて、北海道、日本、世界で花開いてくれればそれで十分だという思いをしております。

そのほかに、いろいろな道があります。奨学金だけではなくて、給料をもらいながら学校に行くという道もあります。これは、いろいろと議論があるところだと思いますが、例えば自衛隊さんなどの場合、普通高校まで給料をもらっています。そこから大学は自分で自由に選択できるというものもありますし、あるいは防衛大学などもあります。それは、それぞれの皆さんの選択する道ですから、我々が強制するということではなくて、皆さんが自分がどういう道に進みたいかという考え方でいっていただければ。

そういう中で教育長とはよく話しているのですが、将来的に歌志内は返さなくてもいい、いわゆる給付型の奨学金をつくりたいですねと。それは、常に教育委員会のほうとはお話をしております。

ただし、それは将来的にどれくらい必要なのか、特定の人数を絞るのも一つの方法です。それから額の問題もあります。そういうことを含めて、いろいろ議論は内部ではしております。できれば、いつも言っているのはふるさと納税がたくさん、よそのまちのように億単位で寄附していただければ、そういうものを財源にして基金を積んで、市民の皆さんに還元するというのも方法ですねというお話はしております。ただ、なかなか現実には難しいということなので、例えば認定こども園、所得税を納める方につきましては、3万円、5万円という保育料がかかると思います。こういうもの、あるいは修学旅行費、あるいはインフルエンザの予防接種のお金、あるいは医療費等々、給食費の突出している部分の負担、これから先もいろいろな制度は用意しなければならんと思いますが、こういうものを通算でいきますと、おっしゃったように早い段階から準備しますと、それ相当の金額になるのではないかなと持っているのです。

認定こども園の保育料は1年間一人で数えますと四、五十万円になるということで、ある意味ボーナスのような考え、そういうものを計画的に親御さんも積み立てて、早い段階から準備していただければいいかなと。全部積み立てるというのではなくて、やはりそういう中でも文化的な生活をするとか、あるいは持ち家の準備をするとか、いろいろなものに効果的に活用できるのではないかと思いますので、教育委員会として議論していないわけではなくて、日ごろから私どものほうにいろいろな提案をなさっております。

余り早い段階で出しますと、それが先に走ってしまいますので、十分議論する時間を頂戴したい、そのように思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ、「オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にすまち」の実現に向けて、英知を結集させて、次世代を担う歌志内で育つ子供たちのために、さらなる手厚い、温かい支援を講じていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

意見書案第8号から意見書案第11号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第8号から日程第7 意見書案第11号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第8号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）、意見書案第9号ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）、意見書案第10号日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書（案）、意見書案第11号地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）、以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書(案)

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約25,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
2. その際、都道府県の所有する「優生保護審議会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
3. 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書(案)

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(JIS)として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書(案)

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきである。

記

1. 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
2. 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
3. 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地域材の利用拡大推進を求める意見書(案)

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や、「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

1. 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税(仮称)の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
2. 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
3. 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT(直交集成板)や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
4. 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。
5. 木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第8号旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号地域材の利用拡大推進を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第11号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第12号から意見書案第16号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第12号から日程第12 意見書案第16号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） －登壇－

意見書案第12号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書（案）、意見書案第13号教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書（案）、意見書案第14号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）、意見書案第15号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第16号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、以上5件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書(案)

北海道では広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題である。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責

任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、規制改革担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書(案)

2017年4月に公表された文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになりました。

こうしたことから、文科省は、中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問し、中教審は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を公表しました。しかし、「中間まとめ」は、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」などについての検討は行ったものの、依然として「給特法」の問題に踏み込んでいません。

教職員の長時間労働に歯止めがかからない大きな要因として、「給特法」の存在があります。「給特法」は、「正規の勤務時間をこえて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」(6条1項)と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しています。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、「給特法」は現場実態と著しく乖離しています。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務にあたらなるとされています。また、「給特法」は、労基法37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」(3条2項)と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしています。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須です。

今国会において、「働き方改革」が重要な課題となっており、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されています。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となります。したがって、学校における「働き方改革」をすすめるにあたっては、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての議論がなされてしかるべきです。何より、「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、殊更厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ません。

こうしたことから、教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう意見します。

記

1. 教育職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の廃止を含めた見直しを行うよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書(案)

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は、18年度概算要求で、中教審の働き方改革特別部会の近況提言を受け、学校現場の働き方改革に係る予算要求として、9年間の教職員定数改善3,413人増の要求を行いました。しかし、この概算要求は実現されず、加配定数1,210人、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数385人、計1,595人の定数増、内、小学校3～6年の授業増への対応として要求した2,200人についても1,000人とどまりました。これは、自然減は上回るものの加配定数によるものです。また、財務省・財政審も、17年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度で、教職員の働き方改革についても、教育委員会等の調査の厳選・削減等を挙げ、自治体の自助努力ですすめるべきとの態度をとっています。

しかし、教職員の7～8割が時間外労働過労死ライン80時間を超えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題です。そのためには、中教審特別部会の緊急提言などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直し、所定勤務時間に収まるよう授業時数・業務総量を削減するとともに、そのために必要な、義務標準法改正を伴う「第8次教職員定数改善計画」の策定による教職員定数改善、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、各自治体から議会

意見書などにより多くの声を国にあげていくことが必要です

また、昨年のOECDの発表によると、14年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となりました。その一方、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあり、日本の教育への公的支出の貧困は明らかです。さらに、昨年9月の厚労省「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、前回調査から若干改善したものの、依然として7人に1人の子ども、半数超の家庭が未だに貧困状態にあります。しかし、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、「給付型奨学金」が先行実施されたものの対象者等が限定されていることから、未だに教育ローンともいえる有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減するべきではありません。

地域に必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てること。
2. 社会保障、災害対策、環境対策、地方交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。
4. 住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと

5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、根本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

8. 地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017年の実質賃金も0.2%減となっています。特に、年収200万以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の26%に達しています。また、道内の非正規労働者86万人(雇用労働者の39.4%)の内、35万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2018年度の北

海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額958円）を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

○議長（川野敏夫君） 意見書案第12号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認め、本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫

負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第15号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 意見書案第17号ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第17号ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書（案）

政府・財務相は、2014年10月の財政制度等審議会に、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護支援計画（ケアプラン）の作成の有料化を提案しました。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付外しなどと、セットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて、実施が見送られていたものです。

日本介護支援専門員（ケアマネ）協会は、22万人の反対署名を集め、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「真にサービスを必要としている人が、必要な時に必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と、有料化に断固反対しています。

現在、厚生省は、来年度の介護報酬改定で、ホームヘルパーが掃除や調理をおこなう訪問介護の生活援助を1日1回程度以上利用する場合、ケアマネージャーの市町村への届け出を義務付け、保険者にケアプラン点検をおこなわせる方針です。

介護認定の抑制、生活援助の利用制限は、介護保険の理念である利用者の「自立支援」を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねません。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネの契約で成り立つサービスです。高齢者とその身近な相談相手・専門家として接するケアマネージャーなどの当事者や多くの介護事業者が反対しているもとで、ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化は実施しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第18号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 意見書案第18号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第18号「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書（案）

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18（2006）年8月に「新たな高校教育に関する指針」（以下「旧指針」）を発表しました。この「旧指針」によって「高校配置計画」を進めた結果、平成20（2008）年から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。

道教委は2018年3月、「新たな高校教育に関する指針」に代わる「これからの高校づくりに関する指針」（以下「新指針」）を決定しました。ところが、「新指針」は「1学級4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象とする「旧指針」の基本方針をそのまま受け継いでいます。今後もこの「新指針」によって高校統廃合が行われれば、実に93校が統廃合の対象となり、46%もの高校の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難を抱えている生徒にもよく目がゆきとどき、一人ひとりの子どもたちに寄り添った教育をすることや、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。道教委の高校配置計画を策定するために開催される「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。長野県のように、学校種や地域の実情を考慮した学校配置の基準を設定している自治体もある一方で、北海道は全道一律の基準で統廃合をすすめようとしています。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切です。また、それが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、歌志内市議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと
2. 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします

平成30年6月14日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第15 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時02分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 本 田 加 津 子